

難病対策の充実等に関する意見書

国の難病対策として実施されている特定疾患治療研究事業は、患者の医療費の負担軽減を図るとともに、病態の把握や治療法研究に重要な役割を果たしてきており、難病患者や家族の大きな支えとなっている。

しかし、医療費助成の対象が 300 疾患に限られていることから、難病の疾患区分により、不公平感があることや小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者が成人後に助成を受けられなくなるなどから、全般的な見直しが強く求められている。

国においては、平成 25 年 1 月 25 日に厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会からの「難病対策の改革について（提言）」を踏まえ、医療費助成の具体的な対象疾患及び認定基準、医療費助成の対象患者の負担割合等、個別具体的な事項について今後審議を行うとしているが、その後 5 回の難病対策委員会が開かれ、10 月 29 日に「難病対策の改革に向けた取組について（素案）」が示されており、法制化に向け早急な対応が求められている。

見直しに当たっては、広く国民の理解を得ながら、より公平・安定的な医療費助成の仕組みを構築していく必要があるが、本市においても対象疾患の拡大を心待ちにしている方が数多くいることから、スピード感を持って拡充の方向で検討すべきであり、国民にわかりやすい制度設計に努めるべきである。

よって、国においては、難病対策の改革に当たっては、下記事項について、一層の充実を図るよう強く求める。

記

- 一、難病患者支援が拡充されるよう、早急に法制化の進めること。
 - 一、特定疾患の対象外となる難病や疾病の患者など、制度の谷間にいる人々の救済措置を実施すること。
 - 一、厚生労働省が医療現場へ、目に見えない障害・痛みに対する周知・教育を徹底すること。また、そのような疾病に対し、救急、夜間病院への受入れ態勢の構築を図ること。
 - 一、制度設計に当たっては、地方自治体からの意見を十分に反映させること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 16 日

寝屋川市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣

子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書

大阪府は、子ども医療費助成制度について、平成 27 年度から対象年齢を、現行の通院 3 歳未満までを入通院ともに就学前までに拡大すると同時に、府内市町村への補助内容を変更している。

しかし、その補助内容の変更は、現行の所得制限 860 万円を 514 万円に引き下げ、入院の給食費を補助項目から外すものである。

大阪府が、これらの補助内容の変更を行うことは、対象年齢を引き上げるにもかかわらず、子育て支援の拡充につながらないものである。

よって、大阪府に対し、対象年齢の拡大に当たっては、所得制限の引下げや入院給食費を外さないことを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 16 日

寝屋川市議会

(提出先) 大阪府知事